

■ 避難行動要支援者名簿の概要

1 避難行動要支援者名簿とは

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正及び地域防災計画の定めるところにより、市町村に作成が義務付けられた名簿のこと。

◇記載必須事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

◇名簿情報の避難支援者等関係者への提供

平常時・・・避難行動要支援者の同意が得られている場合に限り、避難支援者等関係者への情報提供が可能

災害時等・・・避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、避難支援者等関係者への情報提供が可能

◇名簿情報提供時の配慮等

守秘義務、名簿情報の漏えいの防止のための必要な措置等の対策

2 清須市地域防災計画における位置づけ

2 災害予防計画（風水害等災害・地震災害）

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第3節 要配慮者支援対策

(3) 避難行動要支援者対策

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

3 災害時要援護者、要配慮者・避難行動要支援者の比較

	災害時要援護者	要配慮者・避難行動要支援者
根拠	災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）	改正災害対策基本法（平成25年6月） 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）
対象者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時等の避難に特に支援を要する方
<p style="text-align: center;">災害時要援護者 ≡ 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方</p> <p style="text-align: center;">避難行動要支援者 自ら避難することが困難で 避難に支援を要する方</p>		

4 清須市災害時要援護者登録台帳と避難行動要支援者名簿の比較

	清須市災害時要援護者登録台帳	避難行動要支援者名簿
掲載対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上のひとり暮らし高齢者 ・ 70歳以上の高齢者世帯 ・ 在宅の要介護高齢者（要介護度3～5） ・ 身体障害者手帳（1～3級） ・ 療育手帳（A判定） ・ 上記に準ずる者 で、災害時において避難等の支援を希望する方のうち、 <u>申し出があった方</u>	高齢者、障害者、乳幼児等の災害対応能力にハンディキャップのある方（要配慮者）のうち、災害発生時等の避難に特に支援を要する方 ※掲載要件は清須市が設定
掲載情報提供先	<地域支援者> 消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町内会	<避難支援等関係者> 消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる者
情報提供の同意	必要	不要 ただし、平常時における提供については必要